

### 3 インクルーシブ教育システム構築を踏まえた特別支援教育のあり方

#### 【就学指導のあり方の見直し】

- インクルーシブ教育システム構築を踏まえた就学先決定の仕組み改正に対応するためには、本人・保護者の意見を最大限尊重しつつ、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を図りながら就学先を決定していくことが重要であり、就学指導のあり方を見直す必要がある。また、そのためには、早期からの教育相談や就学相談を行うことにより、本人・保護者に十分な情報提供をしていく必要がある。
- 障害のある子どもを受け入れるための合理的配慮（人的配置・物的整備）への対応が今後ますます重要になってくる。

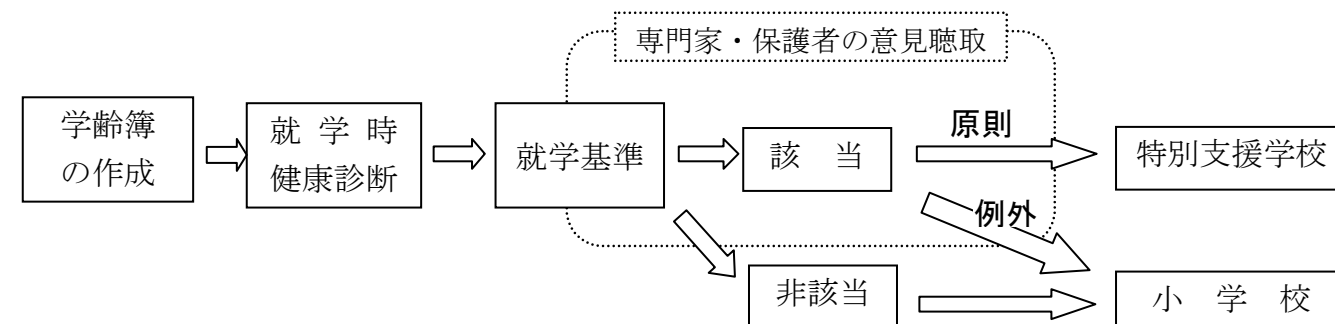
#### 【交流及び共同学習の充実】

- 交流及び共同学習については、小・中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領や障害者基本法などにその重要性が示されており、障害のある子どもと障害のない子どもとの相互理解を促進していくことが大切とされている。
- 愛知県では、「肢体不自由児スクールクラスターモデル事業」などの実施により、交流及び共同学習を効果的に実施するためのスクールクラスター（地域の教育的資源の効果的な組合せ）のあり方等の研究をしている。

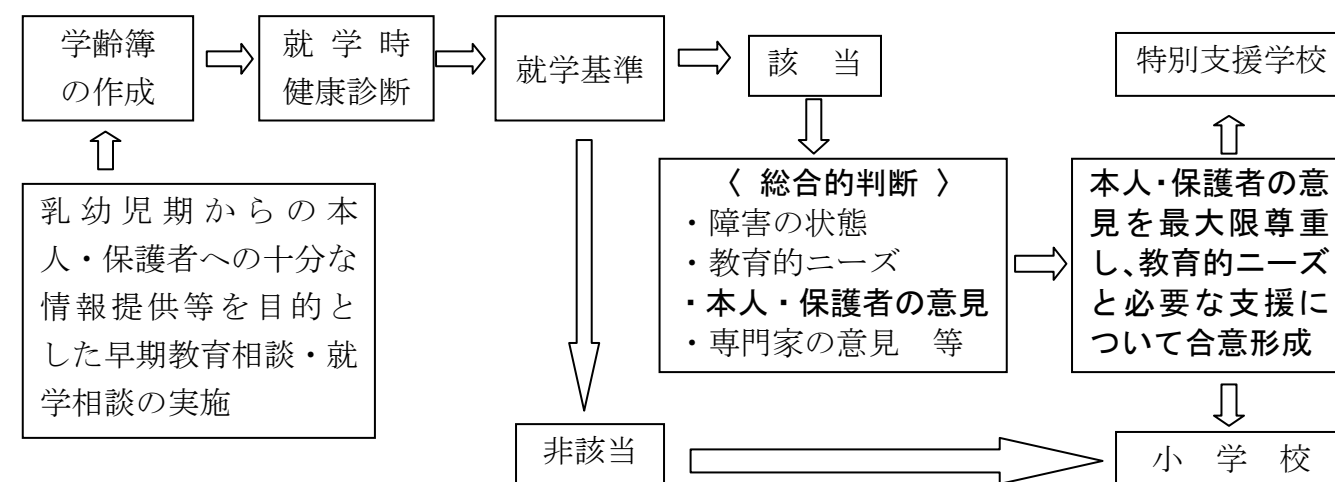
#### 【就学指導のあり方の見直し】

##### 障害のある子どもの就学先決定の流れ

##### 【現在の手続き】



##### 【中央教育審議会報告（H24. 7. 23）で示された改正イメージ】



#### 【交流及び共同学習の充実】

##### 肢体不自由児スクールクラスターモデル事業（H24 新規事業）

